

第6回 銀河市農業委員会総会議事録

1. 日 時	平成30年10月5日 13:30~15:00			
2. 場 所	銀河市役所本庁舎 第3委員会室			
3. 出席委員	1番 志賀 忠浩委員 3番 福西 範委員 4番 成田 俊英委員 5番 大坂 博文委員 6番 金子 靖委員 8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員 10番 細川 裕委員 11番 野村 照明委員 12番 大畑 礼子委員 13番 松下 裕幸委員 14番 菊池 利治委員 15番 熊坂 隆雄委員 17番 野澤 獻委員 18番 廣瀬女公美委員 19番 佐藤 泰正委員 21番 浅野 徳昭委員			
	(以上 17名)			
4. 欠席委員	2番 山崎 隆史委員	7番 村上 正人委員	16番 田井 克廣委員	
	(以上 4名)			
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平 農地業務担当員 吉田 理人 農地業務担当員 藤本 恵美 (以上 6名)			
	会議録署名委員の指名 12番 大畑 礼子委員 13番 松下 裕幸委員			
6. 議事日程	会期決定について	平成30年10月5日 (1日)		
	報告第15号 現況証明願について (市街化区域) 報告第16号 農業経営証明願について 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第30号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について			

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 それでは、只今より第6回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は17名です。議事録署名人に12番、大畠礼子委員、13番、松下裕幸委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日10月5日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 大西事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書2ページをご覧下さい。</p>
議長 野村会長	(以下 会務概要報告)
委員 委員一同	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
議長 野村会長	なし
事務局 大西事務局長	<p>質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。</p> <p>まず、報告第15号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第15号「現況証明願」について報告します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑になっております██████████、の一筆、████m²の土地について、所有者である██████████の代表清算人、██████氏の代理人である、██████氏より現況証明願があり、8月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、8月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。</p> <p>公簿地目が畑になっております██████████、の一筆、████m²の土地について、所有者の██████氏の代理人である、██████氏より現況証明願があり、8月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、8月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。</p>
議長 野村会長	ただいま報告がありました報告第15号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に、報告第16号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。
事務局 大西事務局長	それでは議案書10ページにございます、報告第16号「農業経営証明願」について報告致します。 今回は、音別地区で1件の申請がありました。
議長 野村会長	議案書11ページの別表の1番は、[REDACTED]の[REDACTED]氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、平成30年8月28日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
委員 委員一同	以上、1件の「農業経営証明願」について報告致します。
議長 野村会長	ただいま報告がありました報告第16号「農業経営証明願」について質問等を求めます。
事務局 大西事務局長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。
議長 野村会長	それでは、議案書12ページにございます、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
委員 委員一同	相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
議長 野村会長	今回、阿寒地区で1件の届出がありました。
委員 委員一同	議案書13ページの表の1番ですが、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m ² の農地を、平成28年4月20日、相続し所有権を取得したとして、相続人[REDACTED]氏より、平成30年9月10日その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。
議長 野村会長	以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
委員 委員一同	ただいま事務局から説明がありました報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。
議長 野村会長	議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務

事務局
大西事務局長

局より説明して下さい。

それでは議案書14ページにございます、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページと17ページにございます。

██████氏が所有する、██████████、他3筆、合計████████m²の農用地について、██████████に████████円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査委員長の大畠礼子委員から報告をお願いします。

委員
大畠委員
議長
野村会長

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について報告致します。

申請の内容は、██████氏が所有する、██████████、他3筆、合計████████m²の農地について、██████████に総額████万円で売買による所有権の移転を行うものです。

本件について、平成30年9月13日、阿寒地区農業委員8名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論になりました。

以上、現地調査結果を報告致しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

大畠委員、ありがとうございました。

それでは、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の18ページにございます、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で1件の計画がございます。

お手元に配付しております、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書」も併せてご確認下さい。

議案書19ページの表の1番ですが、資料は20ページと21ページにございます。

氏他6名が所有する、他5筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について [REDACTED] との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年3カ月で賃貸借を行うものです。

以上1件の「農用地利用集積計画」についてご審議のほどよろしくお願ひ致します。

ただいま説明がありました「農用地利用集積計画の決定」について審議に入りますが、菊池利治委員が役員を務める法人に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、菊池委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

それでは、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長 野村会長	議案第29号は、原案のとおり決定致しました。 次に、議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。
事務局 大西事務局長	議案書22ページにございます、議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。 農地所有適格法人は、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告し、また農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。
	今回5件の報告がございました。
	議案書23ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[REDACTED] [REDACTED]で、平成28年12月決算の報告となります。
	次に、表の2番ですが、同じく[REDACTED]で、平成29年12月決算の報告となります。
	次に、議案書24ページの表の3番ですが、[REDACTED]で平成29年5月決算の報告となります。
	次に、表の4番ですが、同じく[REDACTED]で、平成30年5月決算の報告となります。
	次に、議案書25ページの表の5番ですが、[REDACTED]で、平成30年5月決算の報告となります。
	いずれの件も、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。
	以上、5件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については原案のとおり決定致します。
委員 委員一同	これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。
	なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年10月5日

議長 野村照明

署名委員

大畠礼子

署名委員

松下祐華

